

2017 年 10 月 20 日

標準に係る業務への弁理士の関与の在り方に関する意見

キヤノン知的財産法務本部 長澤健一

(1) 背景

AI 技術や IoT 技術を中心とした急激な技術の革新に伴い、様々な機器がインターネットへの接続による恩恵を受け、今なお新たなユーザーメリットが創出されている。より多くのメリットをユーザーが享受するためには、より多くの企業同士が競争する従来の活動だけではなく、より良い社会を作りあげる上での協調を促進する活動も求められている。その活動において特に重要となるのが、基盤となる技術の標準化である。例えば、基盤技術の一つであるネットワーク技術においては、複数の機器間での簡易でかつセキュアな接続および情報通信の標準化が求められている。

このような技術の流れに伴い、事業を行う上での知的財産戦略も変化が求められている。なぜなら、コアコンピタンスとなりうる技術の技術革新競争下に生まれる知的財産（「競争領域」の知的財産）だけでなく、企業間の連携や協調を支える社会インフラや汎用技術に係る知的財産（「協調領域」の知的財産）が存在し、一方では、事業活動は国境を超えた活動になり、更に業界間を超えた活動になるからである。このような状況下においては、知的財産に係る法的リスクを完全になくすことは実質的には不可能に近い。具体的には、国境や業界を超えて無数に存在する国際標準技術に係る知的財産（特許、ソフトウェアに係る著作権、データに係る権利等）の全てを検討し、それら全てのライセンスを取得し、もしくは回避することは不可能である。また、リスクを回避してから事業を行うことは事業そのものの失敗に直結する。そのような状況の中で、タイムリーに事業を進めるには、知的財産に係るリスクを早期に予見し、事業活動を遅延させることなく、そのリスクを最小化する判断が求められる。このような判断には、幅広く技術知識と法律知識の両方を有する弁理士の活躍が不可欠だといえる。

(2) 求められる弁理士業務

標準に係る業務には、事業が国や業界を超えて行われる中で、標準化団体における交渉や、企業における権利化戦略の策定、および特許取得等の様々なステップが存在する。また、注目する標準が、社会インフラへのアクセスを行う際に必ず必要になる技術か、デジュール標準かデファクト標準か、別の標準などで採用されている技術で置き換えられる技術か等も留意する必要がある。このように複雑な背景を考慮した判断には、各国の判例や制度改正の方向性、国際的な制度の調和、技術の進化の方向性等の状況を把握し、リスクを回避するこ

とを進める弁理士ではなく、状況に鑑みてリスクを取る判断ができる弁理士が求められる。そして、そのような総合的なコンサルタントを弁理士が業として行えることを弁理士制度がサポートすべきである。

また、弁理士の業務としては、上述のコンサルタント業務や、標準化活動に伴う知的財産の権利化業務以外にも、弁理士の活躍が期待できる領域が数多く存在していると思われる。一例として、デジュール標準における特許宣言書の検討や作成、また、デファクト標準やコンソーシアムにおける内規等における「技術」や「技術分野」の定義、また、知的財産に係る条項に関しては技術的知見のある弁理士の活躍が期待される。また、標準化団体の中では、特許ワーキンググループを設ける場合もあり、外国の法規制等に対して知見のある弁理士は、このようなワーキンググループへの参画、企業の知財戦略に従った活動などの活躍が期待される。特に、中小企業の支援においては、知的財産の権利化以外に、その企業固有の強みやコアコンピタンス、その企業の資本、人的リソースを理解したうえで、知財コンサルタント業務、様々な法律に立脚した技術契約の作成業務、不正競争法、営業秘密、著作権等によるデータの保護等へのアドバイス業務等、国境を越えた多くの法制度についての知見を活かした活動が求められるであろう。さらには、知財戦略の策定やアドバイス等を通して、企業に対するコンサルティングを推進し、その結果として企業独自の強みを発掘し、それを最大限に活かした標準化活動への貢献という高度なアウトプットが求められていく筈であり、弁理士制度もそのような活動を認可する方向での検討が求められると考える。

尚、一般的なデータ保護、A I 等で用いられるビックデータ、学習用データ、学習済モデル等のデータの保護に係る弁理士の活動に関しては、次回の委員会で話し合われると聞いているため、今回は割愛する。

以上